

第35回

糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月7日(金) 午後1時30分から午後5時00分
2. 開催場所 糸島市役所11・12号会議室
3. 出席委員(18人)

| | | |
|---------|-----|-------|
| 会長 | 1番 | 内野敏一 |
| 会長職務代理者 | 2番 | 西原芳幸 |
| 副会長 | 3番 | 平野利延 |
| 委員 | 4番 | 中原誠也 |
| | 5番 | 中園秀輝 |
| | 6番 | 丸山文子 |
| | 7番 | 藤嶋政秀 |
| | 8番 | 成吉隆義 |
| | 9番 | 三苫幹治 |
| | 10番 | 増田耕一郎 |
| | 12番 | 宗孝幸 |
| | 13番 | 三坂勝弥 |
| | 14番 | 松尾幸子 |
| | 15番 | 奥功 |
| | 16番 | 東司時隆 |
| | 17番 | 田中正一 |
| | 18番 | 原田正成 |
| | 19番 | 井上孝治 |

4. 欠席委員(1人)

11番 磯部絹代

5. 議事日程

議事

- 議案第302号 農地移動適正化あっせん譲受等候補者登録申出について
- 議案第303号 非農地証明願について
- 議案第304号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第305号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第306号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第307号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)
- 議案第308号 糸島市農業委員会委員の辞任の同意について

6. その他

- 1) 農地法第3条の規定による許可の取り消し願いについて（報告）
- 2) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（12月認定分）
- 3) 今後の予定について
- 4) その他

7. 農業委員会事務局職員

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 黒 | 岩 | 智 | 樹 |
| 農 | 地 | 係 | 長 | 前 | 村 | 永 | 久 |
| 主 | | | 事 | 赤 | 嶺 | 尚 | 人 |
| 主 | | | 事 | 沖 | 香 | 菜 | 子 |

事務局

西原職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。

職務代理者

皆さん、新年明けましておめでとうございます。

新年に向けまして、心も新たにまた頑張っていきたいわけですが、今年に入りましてオミクロン株という変な株が極端に増えて、今度とも十分注意しながらやっついていかないかなかなと思っております。また今年1年辛抱せないかなかなという部分はありますが、できる範囲で頑張っていきたいと思っております。

それでは、ただいまより第35回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、通常の総会となっております。

本日は、磯部委員の欠席の連絡を受けております。

農業委員会憲章の唱和につきましては、コロナ対策のため省略いたします。

本日の出席は現在18名で、委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長

— 省 略 —

それでは、議事録署名人を指名いたします。増田耕一郎委員と田中正一委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第302号「農地移動適正化あっせん譲受等候補者登録申出について」御審議をお願いいたします。

内容につきまして、説明をさせていただきます。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上、お一人から登録申出がっております。よろしくをお願いいたします。

議長

ただいま事務局のほうより説明がありました。

何か質問、意見ありましたらお願いします。
ありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら採決に移ります。
あつせん議受候補者に登録していいという方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

議 長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の3ページをお願いいたします。
議案第303号「非農地証明願について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、番号1番、2番をお願いします。

推進委員

議案書の3ページをお願いいたします。
議案第303号「非農地証明願について」報告いたします。
12月21日に現地調査を行いました。
受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の4ページの地図をお願いいたします。現地調査説明資料の1ページと2ページもお願いします。

現地はセイタカアワダチソウが茂っている程度で、耕作可能であると認められることから、非農地であると認められないという意見でまとまりました。

それから、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の6ページの地図をお願いします。現地調査説明資料

の3ページと4ページをお願いします。

現地では現在も野菜などを作付されており、非農地であると認められないという意見でまとまりました。以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、番号3番についてお願いします。

推進委員

議案書の3ページをお願いします。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書8ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の5ページ、6ページをお願いします。

現地は火事の跡地であり、石やがらが多くあることから、農業用機械での耕作が難しいことが認められるため、非農地であるという意見でまとまりました。以上、報告します。

議 長

ありがとうございました。

1番、2番については、現地報告では非認定相当だということになっております。

これにつきまして、質問、意見ありましたらお願いします。

農業委員

火事の跡があるとか瓦礫ということですが、家が建っていたんですか。

推進委員

家が建っていました。

事務局

こちら市街化区域でございますので、農地転用の届出等があった後、住宅建築という状況になっておったんですけれども、昨年ちょっと火災に遭ったということで、写真のほうは更地のような写真になっておりますけれども、既に農地転用自体を執行されて住宅が建っておった状態と。そこが焼失のため、写真的にはこういう平地のような状況でございますが、現地確認のときに行きますと、もう地盤のほうは石、瓦礫といいますが、そういうもので機械での営農が困難だという判断に至ったという内容でございますので、ちょっと写真等に写っていない部分はあると思います。以上です。

議 長

ほかに何か。

農業委員

3番の件ですけど、この転用許可はいつ出たんですかね。

事務局 こちら、直近でいきますと、平成22年の7月に住宅建築をするということで、これ以前にも倉庫等があったということは聞いております。今回非農地の判断基準といたしまして、今回推進委員、農業委員等も一緒に行かれたわけですが、非農地の判断基準の一つであるこの土地が継続した営農が可能であるかというところで、違反転用だったのかという部分につきましては、今御質問があったとおり、過去に農地転用の手続が取ってあるという状況で、地目が変わっていないまま残っておった状況だというところでございます。以上です。

議 長 ほかに何か質問ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら採決に移ります。
先に番号1番、2番、非認定相当ということで、調査結果ということになっております。
非認定相当だと思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員ですね。
それでは、番号3番について認定相当だと思われる方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員です。

議 長 それでは、次の議案に移ります。

事務局 議案書の11ページをお願いいたします。
議案第304号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長 それでは、受付番号1番、報告をお願いします。

農業委員

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議長

受付番号2番につきまして、お願いいたします。

農業委員

受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

譲渡人がおじいさんで、受人がお孫さんに当たります。実際もうハウスを建てて、アスパラガスとかの栽培を行っております。

議長

続きまして、受付番号3番をお願いします。

農業委員

受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

従前の経営地が、ちょっと非農地状態な感じになっておるところでしたので、その伐採したらできますかというふうなことで確認したら、7反ぐらいあるのを1反ずつ開墾して、伐採等をやって農地としてきちんと使いますというふうなことでしたので、申請を受けました。

議長

それでは、受付番号4番と5番をお願いします。

農業委員

受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

それから、受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議長

それでは、受付番号6番をお願いします。

農業委員

受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議長

どうもありがとうございました。

ちょっと受付番号3番の件につきまして、ちょっと事務局のほうから分かりやすく説明を。

事務局

今、委員さんのほうからあった内容でございますが、申請人が3筆の土地を昨年11月の利用権設定し、新規就農の面談をした方でございます。現地のほうを見たところ、その3筆借りた土地が、元のミカン山で山林化しておいた状態であると。3筆合計で6,919平米あるんですけども、この部分が徐々に、本人との面談でもそうだったんですけども、機械を入れながら、一、二年かけて再生していきたいという内容で受けておいたというところで、委員さんのほうの懸念といたしましてはということかと思うんですけども、実際その再生をやっている最中で申請等というのが上がってきておりますという内容の報告だったかと思えます。

事務局でも申請人のほうに、再生計画を再度聞き取りいたしましたところ、1筆が1,000平米、残り2つで6,000弱平米あると。現在、その1,000平米のところを今再生作業、伐採しますということで、今年1月、2月ぐらいにはチェーンソーで伐採いたしまして撤去しますという再生計画を聞きまして、残りのこの2筆、約6,000平米につきましても道路のほうのまずは竹等を伐採して、重機を入れてやっていきたいと。現地の竹を伐採したところ、その道路が使えるそうだということで、そちらのほうも再生計画を伺っております。

今回申請地に上がった部分につきましても、そういう再生作業を行う中、農業収入という部分で必要な部分があるので、今回こちらの3条申請に至りましたという内容を聞いております。

以上でございます。

議長

それで、事務局、まだその経営はしよらんよね。この6反9畝あるのは所有というか、利用権でしておるとばってんが、まだその再生途中で経営という自体をしておらんばってんが、それはもう6反9畝が経営地というあれで理解してよかとかい。

事務局

そうですね、今おっしゃるように、今回権利が確定したというところで経営農地というカウントで問題ないと考えております。

過去にもと言ったらおかしいんですけども、よく農地を借地してかつ売買の申請、例えば利用権設定と併せて農地法3条での申請という部分につきましては、権利を認めてきている中で併せて50アールクリアという見方はやってきており、この考え方としては今後やるんだというところ、経営を否定できない部分があるので、経営地として併せて50アールをク

リアするものだと、今後経営するという本人の意思を尊重するといいますが、否定できないこともありますので、権利が確定したものにつきましてはもう経営地にカウントしていこうという考え方でございました。

今回、やはり場所がそういう場所だということで、ちょっと委員さんの説明が入ったのかなと思っております。以上でございます。

議 長 ほかに関心事項ありましたらお願いします。

農業委員 7番の、受付番号7番はまだ終わっておりません。

議 長 すみません、それは。
まだ7番の報告を受けておりませんでした。
7番をお願いします。

農業委員 受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 ありがとうございます。7番を飛ばして申し訳ございませんでした。
1番から7番について、質問、意見ありましたらお願いいたします。

農業委員 最後の7番の住所は県外になっていますけど、何か支店か何かあると。
実際営農はどういう人がしてあると。

事務局 今回県外のほうで出ていますけど、九州事業所というところが糸島市に
ございまして、そちらがメインで、現在も営農をされてある状況でござい
ます。たしか耕作放棄地の再生でも取り組んでいただいていた事業者かと
思います。

議 長 ありがとうございます。
ほかに関心事項、意見ありましたらお願いします。

農業委員 この7番についてですが、筆数が多いですが、現況は今造成か何かして
あるということですか。

事務局 こちら今から造成というよりも、実際施設が今あるところだという状況
でございます。以上です。

議 長 ほかに関心事項がありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

審査表の説明をお願いします。

事務局

農地法3条につきましては、こちら10ページに記載しております7つの審査項目のほうを見て判断するものでございますけれども、この審査表の中で1つでも「はい」に丸がついてしまいますと、許可の要件上該当しないということになります。ただ、受付番号2番、こちら50アールの経営面積に達していないという状況で4,600ほどの面積でございますが、実際申請地のほうにはハウスが建築されておりますので、集約的農業という50アール下限面積の特例を受ける内容でございますので問題はございません。

ほかの項目につきましては、全申請とも「いいえ」に該当しておりますので、書類上の審査につきましては許可相当だと言えるものでございます。以上でございます。

議 長

ただいま審査表の報告がありました。

写真を見て、回していただきました。

何か、もう一回だけ質問を取ります。何かありますでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら採決に移ります。

それでは、採決に移ります。

3条につきまして、許可と判断される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

これで2時頃ということですので、この辺で少し休憩に入りたいと思います。20分まで、20分より開始したいと思います。それまで休憩に入ります。

(休 憩)

議 長

事務局。

事務局

議案書の18ページをお願いいたします。

議案第305号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議長

それでは、調査部会長のほうより説明をお願いいたします。

調査部会長

それでは、議案第305号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」報告いたします。

番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の19ページの地図を御覧ください。それから別冊の7ページと8ページの資料もお願いいたします。

農地区分は第1種農地ではありますが、農業従事者の駐車場で農業用施設ということで不許可の例外に該当し、問題ありません。

写真を見てもらったら分かりますが、今ミカンの木が植えてありますけれども、第3調査部会としましては、特に関係各課から支障となる意見が出ていませんし、また周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の24ページの地図をお願いいたします。別冊資料の9ページと10ページもお願いいたします。

農地区分は農用地区域内の農地ではありますが、農地改良のための一時的な転用行為のため、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第3調査部会としましては、特に関係各課から支障となる意見が出ていませんし、また申請地周辺の農地への影響がないことから許可相当と判断しています。以上、報告いたします。

議長

ただいま第4条につきまして報告がありました。

何か質問ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、審査表の説明をお願いします。

事務局

農地法第4条の許可申請につきましては、16ページに記載しております一般基準と18ページに記載しております立地基準にて判断いたします。

まず16ページの一般基準でございますけれども、今回の4条申請につきましては、資金も適当であるとか、該当するものがない、必要最小限の面積等作付計画書にあるというところの記載がありまして、一般基準につきましては2件とも該当してくるものでございます。

次に、18ページの立地基準でございますけれども、まず1番のほうでございますけれども、こちら第1種農地というところの位置づけでございますが、農業用施設の設置につきましては不許可の例外に該当してきます。農業施設の位置づけとしましては、申請人のほうが雇用される従業員の駐車場につきましては農業用施設という位置づけでございますので、不許可の例外に該当し、問題はございません。

2番でございますが、こちら農振農用地区域内の農地ということでございますが、農地改良、いわゆる一時的な転用行為によるものでございますので、不許可の例外に該当してきますので、こちらのほうもクリアするというものでございます。

よって、書類上の審査でございますが、こちら一般基準、立地基準、両方とも満たしますので許可相当と言えるものでございます。以上でございます。

議長

それでは、第4条につきまして採決をします。

番号1番、2番、両方とも許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員ですね。

議長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の29ページをお願いいたします。

議案第306号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

それでは、御審議よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、引き続き調査部会長のほうより説明をお願いいたします。

調査部会長

議案第306号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」報告いたします。

番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の34ページの地図をお願いいたします。それから別冊の11ページと12ページもお願いいたします。

現在自宅を子供さんへ譲渡し、住宅建築の申請となっております。ただ、現地が既に、写真を見てもらったら分かるように、ブロックをされたり砂利を敷かれております。事前着手されておりましたので、始末書を提出していただいております。農地区分は第2種農地であります。ほかに転用の代替地がありませんので、問題はございません。

第3調査部会としましては、関係各課から特に支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の41ページを御覧ください。それから別冊の13ページから14ページも御覧ください。

農地区分は第3種農地で問題はございません。

第3調査部会としましては、関係各課から支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の49ページの地図をお願いします。それから別冊の15、16もお願いいたします。

昨年10月21日に都市計画法の区域指定を行った区域内農地の転用申請となっております。申請地内の一部に進入路がありましたので、収穫用の進入路なのか、申請者の住宅への進入路になるのか確認することと、場合によっては始末書の提出が必要と考えています。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続した住宅建築のため、不許可の例外に該当し、問題はございません。

第3調査部会としましては、都市計画法の開発許可が必要な案件です

が、関係各課との協議が調っていますし、周辺農地への影響がない計画であることから許可相当であると判断しています。

この進入路の件については、確認の連絡は事務局のほうから補足をお願いいたします。

事務局

こちらの進入路がどういう経緯でできたんでしょうかというところをお尋ねしたところでございますけれども、今回の申請人に聞きましても、自分が生まれたときからというところでございますが、先代のときからということできておまして、実際は、こちら奥のほうに申請人の住宅もありますし、当然手前のほうにつきましては周囲が水路で囲まれておりましたので、出入口には使っておった状況かと思えます。こちら収穫のための道路という部分も両方とも考える部分でございますが、取りあえず申請人のほうから始末書のほうはそういう内容で出ています。ちょっと工事期間等いつからこの状況だったのかという部分につきましては不明というところで、祖父の代からこの状況でしたけれども、確かに違反な状況だと指摘されればそうですという内容で始末書をいただいている状況でございます。その関係につきましては以上でございます。

議長

それでは、番号4番からお願いします。

調査部会長

番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の56ページの地図と別冊の17から18ページをお願いいたします。

昨年の12月3日に農振の用途変更になった案件です。農地区分は農振農用地区域内の農地であります。農業用施設への変更がなされ、農振整備計画に合致する計画であるため不許可の例外に該当し、問題はありません。

第3調査部会としましては、都市計画課の意見について県と協議を進めていることを確認しておりますし、他の関係各課からは支障となる意見もありません。また、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しております。

続きまして、番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

61ページの地図と別冊の19から20をお願いいたします。

都市計画法の整理により、贈与申請となっております。農地区分は第2種農地ではありますが、ほかに転用の代替地がありませんので、問題はありません。

第3調査部会としましても、特に関係各課から支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、番号6番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

こちらは68ページの地図と21ページと22ページの写真をお願いいたします。

農地区分は第2種農地ではありますが、ほかに転用の代替地がありませんので問題ありません。

第3調査部会としましては、特に関係各課から支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

この5番と6番につきまして、ちょっと何か補足がありましたら事務局のほうからお願いいたします、続きの土地なので。

議 長

それでは、続きをお願いします。

調査部会長

番号7番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の76ページの地図をお願いいたします。別冊資料の23ページと24ページをお願いいたします。

申請地の一部は、以前、令和元年5月の総会で資材置場として同じ申請人が転用を行っており、今回の申請で申請地の全部が転用されることとなります。農地区分は第3種農地であり問題ありません。

第3調査部会としましては、特に関係各課から支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、番号8番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書81ページから御覧ください。それから別冊の25ページと26ページをお願いいたします。

農地区分は第1種農地ではありますが、集落に接続した宅地分譲の計画のため、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第3調査部会としましては、都市計画法の開発許可が必要な案件ですが、関係各課との協議が調っていますし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、番号9番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の88ページの地図をお願いいたします。別冊の27ページと28ページもお願いいたします。

道路のすぐ東側になります。農地区分は第2種農地ですが、ほかに転用の代替地がありませんので問題ありません。

第3調査部会としましては、特に関係各課から支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

この分の駐車場は、山にサバイバルゲーム場があり、そのための駐車場というか、そこに止められて山の中でサバイバルゲームをするというところでの駐車場となっております。

事務局

議長、補足をよろしいでしょうか。

議長

どうぞ。

事務局

9番のこのサバイバルゲーム場の駐車場ということで、調査部会のときに必要性というところでどうなのかというところを尋ねて、資料を見ますと、大体20人から30人ずつぐらいの団体が入れ替わってくるからというところでこういう規模の駐車場が必要だったんですというところで、今回、この分につきましてというよりも、そもそものサバイバルゲーム場というところがどうなのかというところでのちょっと補足を、御審議に影響するものかと思っておりますので補足を入れたいと思っております。

サバイバルゲーム場自体が、ここの88ページの地図がありますけれども、申請地から南東側に250メートルぐらい行ったところがサバイバルゲーム場になります。この施設の駐車場ということで、その施設の必要性、駐車場としての必要性という部分については御審議いただくとすけれども、サバイバルゲーム場そのものがいいのか悪いのかというところの確認ができていませんでした。

サバイバルゲーム場につきましては、地目は山林でございます。こちら山林の伐採等をしておりませんので、森林法という部分で抵触する部分はないんですけれども、サバイバルゲーム場ということで休憩所的な、簡易な屋根つきのあずまや的なものであるとか、簡易な建築物も転用申請につ

いておった資料を見ますとついておりました。こちらの件に関して都市計画法上は問題ないんでしょうかとか、森林法的には問題がないのかというのを聞いておりましたけれども、人が集まって簡易な休憩所、脱衣所という部分につきましては、建築確認申請が要る建物かどうかというところまでは確認しておりましたけれども、こちら建築確認申請をするような建物ではありませんというところではありましたけれども、建築確認届出というのを必ずしなければいけないというところでごさいます、その届出が実際できていないサバイバルゲーム場だというのが先ほど確認できましたので、代書人のほうと連絡を取り合いながら、代書人のほうも先方のほうにこのサバイバルゲーム場は問題ないとねという聞き方をしておいて、問題ないとですよ、ちゃんとしていますよという話は聞いておったようなんですけれども、こちらのほうが具体的に森林法の何条とかに該当してこんなとですかと、具体的に条文の手續とか要らないんですよという確認をする中で、建築基準法上の15条の何とかの届出というのがありますので、建築基準法上の何条の届出とかはもうやっているんでしょうという具体的にしますと、その届出はまだでしたというのが分かりましたので、実際建築確認の届出が出ていないサバイバルゲーム場の駐車場という転用許可申請になってしまっている状況でございますので、実際申請人につきましてはすぐ届出を出しますという状況ですので、本日この場においてはサバイバルゲーム場の連携施設等の届出というところがついておらない状況ということで、御審議のほうをどうするかという部分については、届出待ちという審議もありかなと思っておりますので、その旨ちょっと追加の御報告ということでさせていただきます。

この分、よく建築物になった場合については建築確認申請というのを建築基準法上の中で必ず申請して、その建物自体の構造が合致しておれば確認済証というのを所管の県土整備事務所から出てくるんですけれども、この確認申請まではいかない、ただ建築基準法上の建築確認届出を出さなければならぬけど今出ていない状況ということで、届出を出すと必ず受理できるものなのかというのも聞きますと、基本的には受理できるけれども、構造的なものがあまりにも貧弱なものであれば是正指導が入る建物になるというところがございますので、今回、その駐車場の基となるサバイバルゲーム場がそういう状況であるという中で御審議のほどいただきたいと考えております。

この分につきましては、申請人のほうもすぐ届出の手續を行いますという内容を聞いておるところではございますけれども、急ぐのか、急がないかという部分を含めてこちらのほうの審議になってくるかと思えます。ちょっと長くなりましたが、こちらの補足については以上でございます。

議長

10番から行きましょう。

調査部会長

続きまして、番号10番。もう続けていきますね。10-1と10-2。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書93ページから御覧ください。別冊の29と30も御覧ください。

昨年の5月21日に農振除外となっており、また12月の総会で継続審議となった案件です。継続審議の理由として、書類がそろっていなかったということと、水路の用途廃止に係る関係課との協議ができていなかったことが要因でした。農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がないため問題ありません。

第3調査部会としましては、12月総会後の21日に開発審査会が開催されておりまして、その後の協議も進展していると思われまして、最終的には都市計画法の開発許可が必要な案件で、関係各課との協議も調っているものと考えられます。また、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。以上、報告します。

議長

ありがとうございました。

4番につきまして、ちょっと事務局のほうより補足があるということですので、再度お願いします。

事務局

それでは補足でございます。

受付番号4番でございます。この部分につきましては、なかなか説明が難しいといえますか、まず農地法といえますか、農政サイドの考え方を申し上げますと、こちら農振農用地を観光農園の事務所として施設用地への変更が認められたということでございます。また観光農園の駐車場につきましても、農業用施設用地という部分につきましては、こちら農振法上の見解は全く問題がないということでございます。農振法上の考え方としましては、観光農園という部分につきましては、現状の営農状況からいくと観光農園的な営農も問題ないと、観光農園にするには事務所も必要であろうし、その駐車場も確保する必要があると、この部分につきましては、農振農用地内で行うのは行えないので、農業用施設の位置づけをしてもらえれば問題ないと、観光農園自体は農業の営農の一つだという考え方がございまして、農振の施設用地のほうは可能だという見解がある中で、都市計画法について都市計画課のほうが見解を書いております。こちら市街化調整区域で不特定多数の客がイチゴ狩りを行う場合、ハウス自体が建築物に該当する可能性があるため、福岡県土整備事務所と協議が必要という

ころの意味合いでございます。こちら福岡県土整備事務所が建築物を判断していくところになっていきます。先ほどもちょっと出ましたけれども、建築確認申請が要るものなのか、そうでないのかというところの建築物であるかどうかを判断する機関でございます。こちら、現在うちのほうも現地調査に行ったんですけれども、こちら写真もついておるとおり、ビニールハウスの中で高設栽培をしたイチゴを作っております。この部分につきましては当然農産物生産用のためのハウスというもので、今現在ですと間違いなく建築確認も要らない施設となってきますよということなんですけれども、この部分につきましては、結局生産用のハウス、農業者が使うだけの施設なら今の現状で全く問題ないですよと、ただ観光農園、いわゆる不特定多数の人が出入りするじゃないですかと、そうなってくると建築物に該当する可能性があるので、県土整備事務所に確認してくれというのが都市計画の意見でございます。

こちら、まずここまでの分でございますけれども、申請人のほうも県土整備事務所のほうに連絡を取っております、こちらの分につきましては現状の高設栽培の状況等詳しい図面を出してくれということで、今後建築物に当たるのか、そういう部分を検討させてくれということで終わっているようです。

次の2行目の端ですけれども、事務所については県都市計画課と協議を行うことという部分です。こちらは事務所ということで、人が出入りする部分については建築物だという見方がどうもあるようでございます。こちら都市計画課ということで、具体的には都市計画法上問題があるかないかを県の都市計画と協議をしてくれというのが都市計画課の意見でございます、こちら、この農業用施設と考えれば開発不要の届出を出してもらえば問題ないですということなんですけれども、こちらは観光農園の事務所ということで、農業経営に直接関係する建物であれば問題ないですけれども、ほかの用途が入ってしまえば、それは都市計画法上とは別ですよということがあると。なので確認してくれという意見があったんですけれども、結局観光農園の事務所が県の都市計画法で考えるとところの農業用も兼ねてあるけれども、観光施設じゃないかという考え方もあるということで、申請人のほうも年明けから確認を取っております、昨日も糸島市としてこの観光農園の事務所は農業用の施設で間違いはないかというところがありましたので、農政側としては観光農園も農業の一つであるから、間違いなく農業用施設で答えてもらっていいですよというのを伝えておったんですけれども、結局県の都市計画課のほうから、観光という要素が入れば建物は建てることできないという回答を先ほどいただいたということでございます。

ということで、昨日の段階では糸島市のほうがこの観光農園の事務所を農業用と認めているかどうかを確認してくれというのが申請人から入りま

したので、糸島市のほうとしては、この事務所、結局経営が必要な観光農園という部分も農業経営の一つだという見方ができるので、この事務所についても農業用施設と考えておりますと、間違いないですという部分を伝えてくださいと言った後に回答があったようで、観光農園事務所の建築は都市計画法上は認められないと、これが農業用倉庫であるとか農作業を行う上での小さな小屋といたしますか、こういう部分であれば間違いなく問題はないんですけれども、観光農園の位置づけの事務所であれば、都市計画法上はちょっと許可できない建物になりますという回答があったということでございます。この分、こちらの農業振興等を考える部分と他法令、結局一般基準上はこの部分がやはり観光農園の事務所、これはさして大きな事務所でも何でもないので、用途が観光が入っておるという内容で、その事務所としては使えないという回答でございますので、この申請に影響が出てきますので、ちょっと補足という形で説明させていただきます。以上でございます。

議長

それでは、質問、意見ありましたらお願いします。

職務代理者

3番の部分ですけど、調査部会のときから、52ページの道路の手前のほうに一部農地が残るような形になっておった部分はどのような協議になりましたか。

事務局

調査部会のとき、ページからいけば52ページに土地利用計画平面図がありますけど、庭園ということで計画が上がってきております。現状として庭園として使うということで、以前調査部会のときにはこの分空白でございました。計画がないところは要らん、転用申請しないんでしょうということで、じゃあ面積を変えて申請し直してくれということを行いますと、庭園という書きぶりで上がってきたという状況です。

県のほうも現地調査、資料審査のほうはしていただいておりますので、その庭園の詳細、例えば植樹をすとか、ここに作物を作るとか、庭にするとかという部分、庭園の詳細は出してくれということでは言っておりますが、今回は質問に戻りますと庭園という形でこの住宅の庭の一部として活用したいという計画が出てきたと、この52ページにあるように示されておるとい状況でございます。以上です。

職務代理者

第3調査部会の部分ですけど、ここは道路で分断するから、ここは畑として残さんといかんというふうな結果が出ておったわけですけど、そういう部分は伝えられましたか。

事務局

この部分は、進入路がありますので、ここ進入路は奥の家のものになる

とかいなという聞き方をして、この庭園部分につきましてはもう要らないんですかね、どう計画されるんですかという、結局ここの進入道路につきましては今回の申請地に対しても必要な道路になってくるので、共同利用にする形にはなるかとは思いますが、道路の北側・南側という区分けはせずに、当然ここの住宅の部分としても使用するのと一緒に使いますというふうな話でございました。この進入路につきましては、当然今回の申請地の内部で使う部分もありますが、ひょっとしたらここの部分が勝手によければ共有という形になるかとは思いますが、質問に対してはそういう答えでございまして、当然この進入路で分断する考え方はございませんと、この進入路につきましても今回の住宅建築に必要なものでございますし、この庭園という部分は必要なんですという言い方で回答しております。

農業委員

同じく3番の質問ですけど、これは面積がかなり大きな面積だと思うんです。大体自己用住宅は500平米が基準だと思うので、特別な、過去に許可してある例を見ますと、イベントとか何かするから、それに出入りする駐車場の確保のためこれぐらいの面積が必要だということだったと思うんですが、これだと、配置図を見てみますと庭園だけという計画になっておるようですが、それだけ広い面積は要る理由は何かありますか。

事務局

申請の理由でございまして、こちら現在の住宅が手狭になったためということで、これだけのスペースが必要なんですということにして、どういう利用計画なのかというのを確認取った上で審議するのも一つの手ではないかなという気はします。今回こちらの申請地は、区域指定内であり、開発許可は要ってくるものの、通常調整区域内の開発許可と違って何平米以内という制限がないようです。そのため、都市計画法上の話でいきますと敷地的には問題ないということでございますので、あとは、確かに農業委員会として転用を必要最小限なのかという判断ができない部分も出てくるとではないかなと思いますので、その辺審議でちょっと判断いただければと思っております。

申請人の理由ということですけども、この敷地が必要だというところでございますので、手狭になったからこの申請地に計画をしたいというのがちょっと理由でございまして、それ以上ちょっと聞き取りはできていない状況であります。以上です。

議長

それでは、ほかに何か質問、意見がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ここはちょっと後でまたゆっくりあれしたいと思いますけれども、それと事務局、8番の下の段に畑のあったと思うけど、あそこの進入路が分かったってあるけど、どこから入るようになっておると。

事務局

申請人にここの農地をどう営農していくのか確認したところ、新たに進入路を設けた形で計画したいというのが新たに出てきた図面でございます。以上です。

議 長

ほかに何か質問、意見ありましたら。

農業委員

9番についてお伺いしますが、サバイバルゲームの駐車場ということなんですが、御存じのように、ここに行く道は一本道で、駐車場の配置図を見ますと33台止まるということで、説明の中でも車が入れ替わり立ち替わり入ってくるということで、かなり混雑も予想されるわけですが、地元の意見書か何かはついているんでしょうか。

事務局

まず転用申請につきましては、水利承諾書をつけてきておるわけですが、今回、水利承諾書のほかに条件付承諾ということで誓約書を地元が求めております。

まず水利関係承諾書につきましては、水利組合長と行政区長のほうから水利承諾が出ておまして、別紙誓約書を出してくれというところが出ております。

誓約書の内容につきましては、この土地を利用するに当たり、次のことを誓約いたしますということで、一つが、この土地が崩壊したときは、その原因を問わず修繕をしてくれと、この土地の土が水路に落ちたときは撤去してくださいと、これはもう利用者のほうでやってくれということですね。上記の土地をほかの者に売却または転貸する場合はこの誓約書の内容を引き継いでくれという部分で、その内容について誓約書が出ておりますが、当然紅葉時期とかえらい渋滞するとは聞いておりますが、その件には触れていませんが、この土地利用について、水路をきちんと原因者責任ということでやってくれとか、崩壊した場合は必ず修繕してくれとか、そういう内容で誓約書を地元のほうで求めてありまして、そういう内容で地元の承諾書と申しますか、意見書と申しますか、そういうのは出ておる状況でございます。以上です。

議 長

ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。

職務代理者

10番の部分で、一応都市計画法の許可が必要ということで、今手続中と、まだ許可が出ておらん部分で採決できるとかいな。

事務局

この案件に限らずでございますけれども、都市計画法の開発許可と農地法の許可が同時許可ということで、開発許可のほうは県の都市計画の部署が出すんですけれども、農地転用については農政部署が許可を出すというところで、どちらかの審議を止めた上で待ちの部分の審議が終わったら併せて許可を出すということですので、この部分については、先に許可が出る出ないがないんですね。なので、この分については許可が見込みということで、過去にもそうですけれども、支障がない計画だということで先に農地法が送る部分もあれば、逆に先に開発許可申請がなされた上で農地転用申請が出てくるケースもございますので、許可を待つ待たないという部分については、最終的には同時許可ということでございますので、現段階での申請で農地法上不許可と考えるのかどうかというところが判断のポイントになってくるのかなと思います。以上です。

議長

ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。

農業委員

確認ですけど、番号3番の件ですけれども、この渡人と受ける人の血縁関係はあるんでしょうか。同じようであれですけれども。

事務局

こちら親子関係でございます。

農業委員

分かりました。

議長

先に審査表を説明して、採決にしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

事務局

農地法5条の許可判断につきましては、16ページ、17ページに記載しております一般基準という部分と、今回の29ページから書いております立地基準というところで判断していくわけでございます。

こちら一つずつ行きますと、まず、面積について必要最小限ではないかという部分、資金面については全て適当な資金力があるということで記載しております、一般基準上全て問題なしという考え方であったわけですが、4番のほうですね、行政庁の許認可という部分について、これが調整見込みがないという書き方になってくるかと思えます。「なし」と。事務局が駄目だということになりますので、ここの分だけが該当してくるような形になります。

あと9番ですね、こちら行政庁の許認可という見込み、こちらは届出が出ていない状況という部分がありますので、許認可までいくかどうかというところは、ちょっと指導案件が許認可のところまでいけるのかという

部分を考えますと、届出が必要ということではいけないと、議案書の修正は必要ないという考え方をしております。

そういった意味で、16ページから記載しております一般基準につきましては、4番につきましては事務所の建築ができないというはっきりとした回答が出ておりますので、ここに4番だけが該当してくるということになってくるかと思えます。

次に、29ページに戻っていただきまして、1番でございますが、息子のほうに現自宅を譲るというところで、ほかに代替地がないのでというところで立地基準は満たすものかと判断しております。

2番でございますが、こちら第3種農地ということで都市計画法上の用途地域内に入っておりますので、農地法の許可、立地基準上も転用できるという、転用できますのでこちら基準上は問題ないというところでございます。

3番につきましては、こちら第1種農地という判定はできますけれども、集落に接続した農地への転用につきましては不許可の例外に該当してきますので、こちら基準面では該当してくるということでございます。

次に4番でございますが、こちら立地基準だけで言わせていただきますと、農振農用地区域内の農地ではございますが、農業用施設用地への転用ということで不許可の例外に該当してきますので、こちらのほうも基準上問題ないということでございますが、一般基準で引っかかってくるものがございます。

5番につきましても、こちら第2種農地で転用の代替地がないということでございますので、こちら基準上はクリアいたします。

6番、5番と隣同士でございます。第2種農地と同様の取扱いになりますので、こちら代替地がない場合は許可できるという基準に該当すると思っておりますので問題はないと考えております。

7番でございますが、こちらは都市計画法上の用途地域内でございますので第3種農地となりまして、原則転用はできるという基準でございますのでクリアするものがございます。

8番につきましては第1種農地でございますが、周辺は集落ができておりますので、集落に接続した住宅建築という部分で不許可の例外に該当してきますので、こちらのほうもクリアするようになります。

9番でございますが、こちら広がりがない農地でございますが、第2種農地と同じ扱いとなりますので、転用の代替地がほかにない場合は許可することができますので、こちら基準上はクリアするものかと考えられます。

10番につきましては、こちら広がりがある土地でございますが、第2種農地の基準として駅から500メートル以内の圏内であれば第2種農地と判断できる場合に該当してきますので、こちらについても、この計画に

ついてほかの転用の代替地がないと考えられますので、こちらのほうも立地基準はクリアするものであると考えております。

一般基準、立地基準については以上でございます。

議 長

ただいま一般基準の説明がありました。

まず、もう番号ごとに行きたいと思います。

まず、番号1番について、何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら採決に移ります。

番号1番につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

それでは、番号2番につきまして、何か質問、意見がありましたらお願いします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら採決に移ります。

番号2番につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

それでは、番号3番について、質問、意見がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、この3番につきましては、自分としてももう少し図面の明細が欲しいと、何でこれだけの面積が要るのかということで聞いて、継続審議にしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

議 長

じゃあ継続審議ということで、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員。

それでは、4番はこれがもう見込みがないということですので、これを質疑しても見込みがないですので、これは不許可相当という判断をしたいと思いますが、それでいい方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

そこはまた事務局、駐車場が要するというなら、また単独で駐車場だけを出してもらって構わないかなとは思いますが、ただ、ハウスの前に建物を建てるというのが違反になるということですので。

事務局

結局農業委員会の業務としましては、許可申請が上がってきたら、それに意見をつけて県に進達するのが農業委員会の業務でございますので、それに対してマルかバツか継続かの意見が出たときに沿って手続させていただくんですけども、不許可相当という意見は継続ではないので、この申請に対して県に丸々上げることとなります。県に意見を送る前に御本人にこういう結果ですけども、このまま申請書を県に送りますかねという話をしたいとは思っておりますので、もう上げないでいいのでどうしたらいいですかということになってくると、一旦取下げ願を出していただくこととなります。

それと、その駐車場部分については、もう施設用地というところになるけれども、事務所あつての駐車場かというのはありますけれども、そういうことで、継続となればどうしますかというのができますけれども、許可不相当ですと、そういう流れで本人に書類を返すというか、県にこのまま送っても問題ないですかというのをちょっと確認しようかと思うんですが。

議 長

そこはちょっと本人と確認して、取下げなら取下げで、そういった形をお願いします。

事務局

分かりました。

議 長

それでは、5番、6番について、何か質問、意見がありましたらお願い

します。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。

5番、6番の自己用住宅ですけれども、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

それでは、7番につきまして、何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。

許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

事務局

全員です。

議 長

それでは、8番につきまして、何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。

許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

それでは、9番につきまして、質問、意見がありましたらお願いします。

この件につきましては、もう一回都市計画法の申請をないかんのかな。

事務局

建築確認届というのを出していないけん、市の都市計画課のほうに聞い

たんですけど、建築確認届を出せば100%そのままいいのかと聞いたら、いや、指導が入るかもしれませんと、その建物の基準を満たさなければ、指導とかがあり得る案件もあるかとは思いますが、出せば受理されるものではないとは思いますがということは聞いております。

議 長

その許可申請を出して、受理されるかどうかは分かりませんが、それができていないということで、農業委員会としては継続審議ということで、そして指導が入ってまだ時間がかかるというなら来月取り下げてもらおうというふうな格好でいきたいと思いますが、9番につきましては継続審議という形でいきたいと思っております。よろしいでしょうか、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

それでは、最後の10番の先月継続審議にした分ですね。これにつきまして、何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、採決に移ります。

10番につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

これで5条申請が終わりました。

議 長

次の審議に移ります。

事務局

議案書の101ページをお願いいたします。

議案第307号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)」御審議をお願いいたします。所有権移転の案件でございます。

それでは、1番から説明させていただきます。

1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

次のページに行きまして、受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、番号5番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

番号6番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上6件でございます。よろしく願いいたします。

議 長

ただいま事務局のほうより説明がありました。
これにつきまして、質問等がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。
原案の利用集積計画に同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の104ページをお願いいたします。

議案第308号「糸島市農業委員会委員の辞任の同意について」御審議をお願いいたします。

なお、この議案につきましては、農業委員さん本人に関する案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に抵触いたしますので、御審議の際は御退室いただくようになります。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、退室をお願いします。

(退 席)

議 長

それでは、事務局をお願いします。

事務局

それでは、説明いたします。

今回の辞任の同意につきましては、農業委員会等に関する法律第13条の規定によりまして、市長の同意と糸島市農業委員会の同意によって辞任という形になります。委員のほうから糸島市長宛に辞任届が提出されておりましたので、今回農業委員会としての辞任の同意について御審議させていただくものでございます。

辞任届の提出日でございますが、令和3年12月28日、こちら辞任の日につきましては、農業委員会の同意の日ということで記載させていただいております。辞任の理由でございますが、一身上の都合のためということで軽微な記載でございますが、御本人に聞きますと、市議会議員の立候補等を考えておられてというところで、そういう考えがある中で、農業委員としての責務と申しますか、業務、農地の利用調整であるとか、こういう農業委員としての本来の責務がちょっと果たせる状況にないんだというところが一身上の都合という理由でございます。

こちら辞任届が出ますと、先ほどもちょっと冒頭で言いましたが、任命者の市長に対して辞任届出がございまして、市長部局のほうから農業委員会として同意できるのかと諮問が来ておりますので、議案として提案させていただいております。よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま事務局のほうよりありました委員の辞任ということで、これにつきまして質問という形は何かおかしいような感じなんですけど。

農業委員

確認ですけれども、これは欠員ですけれども、欠員の状態で年度末まで

行くということになるんですか。補欠というのはないわけね。

事務局

そうですね、こちら欠員になった場合は補充ですよ。今回の場合に関しては残り2か月という部分と、農業委員さんのほうの任命に対しては議会の同意を得る前に地元団体からの推薦等も要ってくるというところで、今の時期で、今回の時期に限らせてもらえば、多分そういう時間的なものはないのではないかなと考えております。

法改正の前については、各推薦団体からの推薦によって時期が変わってきた部分で結構あったんですけども、現行法でいきますと、辞任の条文については農業委員会等に関する法律もありますけれども、今おっしゃられた欠員の補充の部分について規定はない状況でございます。ただ、農業委員会として組織運営をする中で、結局任期当初に出た場合とかですと、各農業委員さん活動に支障があるという部分が出てくれば、こちらについては委員の任命ということで、改めてまた任命権者のほうに要求というところも考えられてくるのではないかなと思います。

今回は、このタイミングでございますが、もちろん議会の同意を得て市長の任命というには時間がなさ過ぎるタイミングでございます。

以上です。

議長

今回は、あともう3か月もないということで、後任といたしますか、次の方はちょっと任命はしないというふうな格好で持っていてかかせていただきたいと思っております。

ほかに何か質問がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

なかったら採決でよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

議長

委員の辞任について、同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

(着席)

議長

それでは、次の議事に移ります。

その前に、ちょっと一言お願いします。

農業委員

もう御存じの方もいらっしゃると思います。今回一身上の都合ということで辞任の願いを出したところでありました。

とにかく短い間でしたが、この農業委員をさせていただいて、本当に今まで知らなかったいろんなことを勉強させていただきました。

今回、この勉強したことを次につなげて一生懸命やっていきたいと思っていますので、これからも違う場面とかになります、御指導いただけたらと思っています。本当にありがとうございました。(拍手)

議長

全ての議事が終了しました。

議長

その他の項に移ります。

事務局

御審議のほどありがとうございました。

それでは、議案書の105ページでございますが、こちら農地法第3条の許可の取り消し願が出ております。こちらは報告になります。この案件につきましては、令和元年9月に所有権移転の許可申請がなされておったわけでありましたが、今回許可の取消し願ということが出ております。

こちら、通常所有権移転の許可が出ますと、それを基に所有権移転登記をしていくわけでございますけれども、理由につきましては、許可申請につきましては合意により行っていましたが、最終的には契約の不成立になりましたと、今から3年前ほどではございますけれども、この状態ではもう不成立のままで回復の見込みがないという判断が立ちましたので、今回取消し願を出しますということで、連署のほうで許可の取消し願が出ておりますので御報告させていただきます。

次の106ページにつきましては、12月分の経営改善改革の認定者一覧ということで、更新の分等で載せておりますので御一読いただければと思います。

それでは、議案書の1ページ目に戻っていただきまして、(3)の今後の予定でございます。

【資料に基づき説明】

今後の予定につきましては以上でございます。

議長

これで一応会議は、総会は終わりたいと思います。

事務局

それでは閉会に入るということで、閉会の挨拶を平野副会長よりお願いいたします。

副会長

本日の審議ありがとうございました。これをもちまして第35会糸島市農業委員会の総会を閉会いたします。御苦労さまでした。

令和4年1月7日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

10番 増 田 耕一郎

17番 田 中 正 一

